

山梨県公報

号外第十四号

平成三十年

三月三十日

金 曜 日

目 次

○県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
訓 令

○職員の兼職及び補職に関する規程……………二
○山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………三
○山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………七
○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………七
○山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令……………七

企 業 局

○山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程……………八
○山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程……………八
○山梨県企業局職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する規程……………八
○山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程……………八
○山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程……………九
○山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………九
○山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程……………一

教 育 委 員 会

○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………一一
○庁中処務細則等の一部を改正する訓令……………一三
○山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………一九
○山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令……………二二
○山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………二二
○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………二二
○児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令……………二二

人 事 委 員 会

○山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部
を改正する規則……………二三

○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………二四
○寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………二四
○特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二四
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………二五
○災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則……………二六
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………二六
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則……………二七
○山梨県人事委員会公印規程を廃止する告示……………二八
○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………二八
○山梨県人事委員会公印管理規程の一部を改正する訓令……………二八

監 査 委 員

○山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示……………三四
○山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………三四
○山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三四
○山梨県議会議事事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三五

規 則

山梨県規則第十二号
県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次の
ように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「、地域医療監」及び「、企業支援推進監」を削
り、同表出先機関に置かれる職の欄中「、広報官」及び「、福祉指導幹」を削り、「技
術審査幹」の下に「、主任道路監視員」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令

山梨県訓令甲第一号

本 庁

出 先 機 関

労働委員会事務局

職員の内職及び補職に関する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

職員の内職及び補職に関する規程

(兼職)

第一条 別表第一の上欄に掲げる職を命ぜられた職員は、同表の下欄に掲げる職への兼職を命ぜられたものとする。

(併置された組織への兼職)

第二条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)第十六条の三及び第十六条の四の規定により併置された組織に置かれる別表第二の上欄に掲げる職は、同表の下欄に掲げる職を命ぜられた職員をもって充てるものとする。

(道路監理員の補職)

第三条 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七十一条第四項の規定による道路監理員は、次に掲げる職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第三項に規定する特別職の職員及び同法第二十二条第二項に規定する臨時的任用の職員を除く。以下この条から第五条までにおいて同じ。)をもって充てるものとする。

- 一 県土整備部道路整備課の職員
- 二 県土整備部道路管理課の職員
- 三 建設事務所の所長、支所長、次長、工事施工管理幹及び技術審査幹並びに建設事務所に置く道路課の職員
- 四 新環状道路建設事務所の職員(総務用地課の職員を除く。)

(河川監理員の補職)

第四条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十七条第一項の規定による河川監理員は、次に掲げる職員をもって充てるものとする。

- 一 県土整備部治水課の職員
- 二 県土整備部砂防課の職員
- 三 建設事務所の所長、支所長、次長、工事施工管理幹及び技術審査幹並びに建設事務所に置く河川砂防管理課の職員
- 四 広瀬・琴川ダム管理事務所、荒川ダム管理事務所、大門・塩川ダム管理事務所及

び深城ダム管理事務所の職員

(砂防管理員の補職)

第五条 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第三十一条の規定により置く職員は、次に掲げる職員をもって充てるものとする。

- 一 県土整備部治水課の職員
- 二 県土整備部砂防課の職員
- 三 建設事務所の所長、支所長、次長、工事施工管理幹及び技術審査幹並びに建設事務所に置く河川砂防管理課の職員

別表第一(第一条関係)

地域県民センターに置かれる財務審査幹	出納局会計課に置かれる財務審査監
峡南地域県民センターに置かれる財務審査幹	中北地域県民センターに置かれる財務審査幹
地域県民センターに置かれる工事検査幹	出納局工事検査課に置かれる工事検査監
地域県民センターに置かれる工事検査員	出納局工事検査課に置かれる工事検査員
地域県民センター(総務県民課に限る。)に置かれる職	総合県税事務所に置かれる職であつて地域県民センター(総務県民課に限る。)に置かれる職と同一のもの
総務部税務課に置かれる職(課長、総括課長補佐及び税務徴収企画監を除く。)	総合県税事務所に置かれる職であつて総務部税務課に置かれる職と同一のもの
中北建設事務所に置かれる次長のうち別に指定するもの	荒川ダム管理事務所に置かれる次長
中北建設事務所峡北支所に置かれる次長のうち別に指定するもの	大門・塩川ダム管理事務所に置かれる次長
峡東建設事務所に置かれる次長のうち別に指定するもの	広瀬・琴川ダム管理事務所に置かれる次長

に指定するもの	長
富士・東部建設事務所に置かれる次長のうち別に指定するもの	深城ダム管理事務所に置かれる次長

備考

- この表地域県民センター（総務県民課に限る。）に置かれる職の項の上欄に掲げる職が行政職給料表級別基準職務表の職務の級六級の課長又は五級の課長である場合には、これらの職に対応する同項の下欄の職は、同欄の規定にかかわらず、それぞれ、主幹又は副主幹とする。
- この表総務部税務課に置かれる職（課長、総括課長補佐及び税務徴収企画監を除く。）の項の上欄に掲げる職が行政職給料表級別基準職務表の職務の級六級の課長補佐又は五級の課長補佐である場合には、これらの職に対応する同項の下欄の職は、同欄の規定にかかわらず、それぞれ、主幹又は副主幹とする。

別表第二（第二条関係）

中北保健所に置かれる所長	中北保健福祉事務所に置かれる副所長のうち別に指定するもの
中北保健所（峡北支所を除く。）に置かれる職（所長を除く。）であって中北保健福祉事務所に置かれる職と同一のもの	中北保健福祉事務所（峡北支所を除く。）に置かれる職（所長及び副所長を除く。）
中北保健所峡北支所に置かれる支所長	中北保健福祉事務所に置かれる副所長のうち別に指定するもの
中北保健所峡北支所に置かれる職（支所長を除く。）であって中北保健福祉事務所峡北支所に置かれる職と同一のもの	中北保健福祉事務所峡北支所に置かれる職
峡東保健所に置かれる所長	峡東保健福祉事務所に置かれる副所長
峡東保健所に置かれる職（所長を除く。）	峡東保健福祉事務所に置かれる職（所長

であって峡東保健福祉事務所に置かれる職と同一のもの	及び副所長を除く。）
峡南保健所に置かれる所長	峡南保健福祉事務所に置かれる副所長
峡南保健所に置かれる職（所長を除く。）であって峡南保健福祉事務所に置かれる職と同一のもの	峡南保健福祉事務所に置かれる職（所長及び副所長を除く。）
富士・東部保健所に置かれる所長	富士・東部保健福祉事務所に置かれる副所長
富士・東部保健所に置かれる職（所長を除く。）であって富士・東部保健福祉事務所に置かれる職と同一のもの	富士・東部保健福祉事務所に置かれる職（所長及び副所長を除く。）
病害虫防除所に置かれる所長	総合農業技術センターに置かれる所長
病害虫防除所に置かれる職（所長を除く。）であって総合農業技術センターの調査部に置かれる職と同一のもの	総合農業技術センターの調査部に置かれる職

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 本 出 先 機 関
 労働委員会事務局

平成三十年三月三十日

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令
 山梨県知事 後 藤 斎

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令申第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三中「第十一号様式の五」を「第十一号様式の六」に改め、同条を第二十三条の四とする。

第二十三条の二中「第十一号様式の四」を「第十一号様式の五」に改め、同条を第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（子育て時間）

第二十三条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿（第十一号様式の四）により、あらかじめ願い出て承認を得なければならぬ。

第二十七条中「、介護休暇願簿」を「、子育て時間願簿、介護休暇願簿、介護時間願簿」に改める。

第十一号様式の五中「第23条の3様式」を「第23条の4様式」に改め、同様式を第十一号様式の六とする。

第十一号様式の四中「第23条の2様式」を「第23条の3様式」に改め、同様式を第十一号様式の五とし、第十一号様式の三の次に次の一様式を加える。

第11号様式の4 (第23条の2関係)

子育て時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第二面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日生
-------------------	----	-----	------	--------

※ 請求の期間	年 月 日		時 間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
	年	月					日	決裁者印	
年 月 日	日から		□毎日	午前	時	分	分	分	
年 月 日	日まで		□その他()	午後	時	分	分	分	
年 月 日	日から		□毎日	午前	時	分	分	分	
年 月 日	日まで		□その他()	午後	時	分	分	分	

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間	年 月 日		時 間	※ 本人印	決 裁		備 考
	年	月			日	決裁者印	
年 月 日	日から		午前	時	分	分	分
年 月 日	日まで		午後	時	分	分	分
年 月 日	日から		午前	時	分	分	分
年 月 日	日まで		午後	時	分	分	分
年 月 日	日から		午前	時	分	分	分
年 月 日	日まで		午後	時	分	分	分
年 月 日	日から		午前	時	分	分	分
年 月 日	日まで		午後	時	分	分	分

※休暇の取消し等の期間			※本人印		決	裁	備	考
年	月	日	本人印	決裁者印				
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						
年	月	日から						
年	月	日まで						

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表定期健康診断の項を次のように改める。

定期健康診断	イ 問診 ロ 身長、体重、腹囲及び視力 ハ 胸部エックス線検査 ニ 尿検査 ホ 血圧測定 ヘ 保健指導
--------	--

第十一条第一項の表生活習慣病検査の項中

聴力検査	聴力検査
腎	聴

に改め、同表胃集団検査の項口中「胃エックス線間接撮影」を

力検診	聴力検査
機能検診	腎機能検査

「胸部エックス線検査」に改め、同表肺がん検診の項口中「胸部エックス線間接撮影」を「胸部エックス線検査」に改め、同表乳がん検診の項の次に次のように加える。

大腸がん検診

イ 問診
ロ 便潜血検査

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 庁
出 先 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表中「国際総合戦略室」を「オンライン・プラットフォーム推進室」に、「国際」を「ネット」に改める。

別表第一の2の表中「新梨状・西園街道建設事務所」を「新梨状道路建設事務所」に、「東西」を「環状」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 庁
出 先 機 関

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県副知事の担任意務に関する規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「国際総合戦略室及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広

山梨県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務決裁規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 組織規程第五条第一項に規定する局長及び次長の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

別表第二中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 組織規程第五条第三項に規定する技監、参事、企画調整主幹、主幹、副主幹、主査及び副主査並びに組織規程第五条第四項に規定する課長の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

六 組織規程第六条第一項に規定する所長の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

別表第三中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 課長に相当する職のもの及び課長補佐の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

別表第三の二中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広

山梨県企業局事務委任規程の一部を改正する規程

山梨県企業局事務委任規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 所属職員の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

第三条の二中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 所属職員（事業所長及び事業所次長を除く。）の部分休業（育児に係るものに限る。）及び介護時間の承認に関すること。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広

山梨県企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の修学部分休業に関する規程（平成二十年山梨県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
山梨県企業職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程

本文中「山梨県企業職員の修学部分休業」の下に「及び高齢者部分休業」を加え、「山梨県職員の修学部分休業に関する条例」を「山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県企業局被服貸与規程の一部を改正する規程
 山梨県企業局被服貸与規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表技術に従事する職員の項中「一雨衣 一着 一二年一」を「一雨衣 一着 一三年一」に改める。

別表第一の2の表を次のように改める。

被貸与者	貸与品名	数量
事務に従事する職員	保安帽	必要数

附則
 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成三十年三月三十日

山梨県公営企業管理者 赤 池 隆 広
 山梨県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

山梨県企業局宿舍管理規程（昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「職員の居住の用に供する目的をもつて」を削り、「建物」の下に「及び企業局が借り受けた建物で、職員の居住の用に供し、又は供しようとして決定した住宅」を加える。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成三十年三月三十日

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程
 山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 未収金整理による収入金

第二十七条第二項中「第三号及び第四号」を「第二号、第四号又は第五号」に改める。

第三十五条第二項中「第八号から第十五号」を「第一号及び第九号から第十六号」に改め、第十三号、第十四号及び第十五号を削り、第十二号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 委託費

第三十五条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 賃借料

第三十五条第二項中第八号を第九号とし、第一号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 リース債務

第三十五条第二項に次の一号を加える。

十六 雑費

第二十五号様式を次のように改める。

第25号様式（第13条関係）

振替伝票

				伝票番号							
会計				年度		元伝票番号					
起票日		振替日		決裁日		決裁区分					
総務課長		補佐		課員				審査			
課(所)長		補佐(次長)		課員				主任者			
所属・借方						所属・貸方					
予算区分・借方						予算区分・貸方					
予算科目・借方						予算科目・貸方					
款						款					
項						項					
目						目					
節						節					
細節						細節					
勘定科目・借方						勘定科目・貸方					
款						款					
項						項					
目						目					
節						節					
細節						細節					
消費税区分				消費税区分							
税抜額				円		税抜額				円	
消費税等相当額				円		消費税等相当額				円	
振替金額								円			
債権債務者											
件名											
備考											

別表の電気事業会計勘定科目表の資本の2の表中「地域文化振興・環境保全積立金」を「地域文化振興等積立金」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県公営企業管理者 赤池隆広

山梨県営石和温泉給湯規程の一部を改正する規程

山梨県営石和温泉給湯規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第五項中「中止」を「休止」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 守屋 守

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則

（山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、室長」及び「、室長補佐」を削り、同項第三号中「、国

体推進監」を削り、「学芸幹」の下に「、教育研究推進幹」を加える。

別表第一県教育委員会事務局の部中「、室長」、「、室長補佐」及び「、国体推進監」を削り、同表県総合教育センターの部中「次長」の下に「、教育研究推進幹」を、「部長」の下に「、課長」を加える。

（山梨県総合教育センター管理規則の一部改正）

第二条 山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「部」の下に「及び課」を加え、同条第一項第二号を次のように改める。

二 学校教育支援部

第二条第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二条第二項中「部」の下に「及び課」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に規定する学校教育支援部に次の課を置く。

一 研修指導課

二 調査研究課

第六条（見出しを含む。）中「副所長」を「所長」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項本文中「次長」を「副所長」に改め、同条第二項を削る。

第八条第一項中「副所長」を「所長」に、「次長」を「副所長」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「副所長」を「所長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所長及び副所長が不在で急施を要するときは、次長がその事務を代決することができる。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

部課名	分掌事項
管理部	<p>一 所内の連絡調整に関すること。</p> <p>二 公印の管守に関すること。</p> <p>三 職員及び研修員の身分、服務及び福利厚生等</p>

情報教育部	学校教育支援部	<ul style="list-style-type: none"> 四 文書の收受、発送及び保管に関すること。 五 会計経理に関すること。 六 物品の調度、出納及び保管に関すること。 七 施設の管理に関すること。 八 他の部に属さないこと。
	研修指導課	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育センター所管事業の企画及び調整に関すること。 二 教職員研修に関すること。 三 校内研修及び自己研修の相談に関すること。
相談支援部	調査研究課	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び開発に関すること。 二 教育研究の相談に関すること。 三 教育情報の収集と発信に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 一 来所及び電話による教育相談に関すること。 二 教育相談及び特別支援教育についての研修、研究及び資料情報に関すること。 三 適正就学のための判定資料の提供に関すること。 四 適応指導教室に関すること。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)
第三条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次

のように改正する。

第四条の二及び第十二条の二を削る。

第二十二條第一項中「課内室に室長を」及び「課内室に室長補佐を」を削り、同条第二項中「又は課内室」及び「国体推進監」を削る。

第二十四條中「(課内室を含む。次条において同じ。)」を削る。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び室長」を削り、同条第二号中「及び同項に規定する埋蔵文化財センターの所長」を「同項に規定する埋蔵文化財センターの所長及び山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。)第五条に規定する所長」に改め、同条第四号中「館長等」を「館長」に改め、「並びに山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号。以下「総合教育センター管理規則」という。)第五条に規定する所長」を削り、同条第五号中「課長補佐及び室長補佐」を「及び課長補佐」に改め、同条第六号中「六 次長」を「六 次長等」に、「及び同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」を「同項に規定する埋蔵文化財センターの次長のうちあらかじめ所長が指定する次長及び総合教育センター管理規則第五条に規定する副所長」に改め、同条第九号中「副館長等」を「副館長」に改め、「並びに総合教育センター管理規則第五条の規定による副所長」を削り、同条第十号中「館長等」を「館長」に改める。

第四条中「館長等」を「館長」に改める。

第八条中「次長」を「次長等」に改める。

第十条(見出しを含む)中「館長等」を「館長」に、「副館長等」を「副館長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総合教育センター研修指導部	総合教育センター学校教育支援部研修指導課
---------------	----------------------

山梨県教育委員会訓令甲第二号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

庁中処務細則等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県教育委員会

教 育 長 守 屋 守

庁中処務細則等の一部を改正する訓令

(庁中処務細則の一部改正)

第一条 庁中処務細則(昭和二十四年山梨県教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四中「(課に置かれる室の室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第五条第一項中「及び課に置かれる室の室長補佐」及び「(課に置かれる室を含む。以下同じ。)」を削る。

第四十六条の三第一項中「第十七号様式の六」を「第十七号様式の七」に改め、同条を第四十六条の四とする。

第四十六条の二第一項中「第十七号様式の五」を「第十七号様式の六」に改め、同条を第四十六条の三とする。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第四十六条の二 庁員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿(第十七号様式の五)により、あらかじめ願い出て承認を得なければならぬ。

2 第四十五条第二項の規定は、子育て時間願簿に、これを準用する。

第四十八条第一項中「第十七号様式の七」を「第十七号様式の八」に改め、同条第二項中「第十七号様式の八」を「第十七号様式の九」に改める。

第四十九条中「第十七号様式の九」を「第十七号様式の十」に改める。

第五十九条中「(課に置かれる室の室員を含む。)」を削る。

第十七号様式の九を第十七号様式の十とし、第十七号様式の八を第十七号様式の九とし、第十七号様式の七を第十七号様式の八とする。

第十七号様式の六中「第四十六条の三関係」を「第四十六条の四関係」に改め、同様式を第十七号様式の七とする。

第十七号様式の五中「第四十六条の二関係」を「第四十六条の三関係」に改め、同様式を第十七号様式の六とする。

第十七号様式の四の次に次の一様式を加える。

第17号様式05 (第16条の2関係)

子育て時間願簿

	(所属)	(職)	(氏名)

(第二面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日 生
----------------	----	-----	------	---------

※ 請求の期間	年 月 日	時 間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
						決裁者印		
年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			
年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 毎日	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認			
年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> その他()	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認			

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間	年 月 日	時 間	※ 本人印	決 裁		備 考
				決裁者印		
年 月 日	日から	午前 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日から	午前 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日から	午前 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日から	午前 時 分～午後 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～午後 時 分				

※ 休暇の取消し等の期間			※ 本人印		決 裁		備 考
年	月	日	決 裁 者 印				
時 間							
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分
年	月	日から	午前	時	分	時	分
年	月	日まで	午後	時	分	時	分

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会公印管理規程(昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、県立文学館及び県総合教育センター」を「及び県立文学館」に改め、「、県総合教育センターにあつては副所長」及び「(課に置かれる室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第六条第一項中「(課に置かれる室を含む。)」を削る。

(山梨県教育事務所処務規程の一部改正)

第三条 山梨県教育事務所処務規程(昭和四十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「部分休業(育児に係るものに限る。)」の下に「、子育て時間」を加える。

第四十条の三第一項中「第二十一号様式の三」を「第二十一号様式の四」に改め、同条を第四十条の四とする。

第四十条の二第一項中「第二十一号様式の二」を「第二十一号様式の三」に改め、同条を第四十条の三とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第四十条の二 所員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿(第二十一号様式の二)により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、所長は、子育て時間願簿により子育て時間を得るものとし、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

3 第三十二条第三項の規定は、子育て時間願簿にこれを準用する。

第二十一号様式の三中「第四十条の三関係」を「第四十条の四関係」に改め、同様式を第二十一号様式の四とする。

第二十一号様式の二中「第四十条の二関係」を「第四十条の三関係」に改め、同様式を第二十一号様式の三とする。

第二十一号様式の次に次の一様式を加える。

第21号様式の2 (第40条の2関係)

子育て時間願簿

(所属)	(職)	(氏名)
------	-----	------

(第一面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日生
-------------------	----	-----	------	--------

※ 請求の期間	年 月 日	日	時間	時間	※ 請求年月日	※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
								決裁者印	裁	
年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～ 時 分	年 月 日	<input type="checkbox"/>	承認			
年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		午後 時 分～ 時 分	年 月 日	<input type="checkbox"/>	不承認			
年 月 日	日から	<input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～ 時 分	年 月 日	<input type="checkbox"/>	承認			
年 月 日	日まで	<input type="checkbox"/> その他()		午後 時 分～ 時 分	年 月 日	<input type="checkbox"/>	不承認			

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年山梨県条例第5号)第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあつては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間	年 月 日	時間	時間	決 裁		備 考
				本人印	決裁者印	
年 月 日	日から	午前 時 分～ 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年 月 日	日から	午前 時 分～ 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年 月 日	日から	午前 時 分～ 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～ 時 分				
年 月 日	日から	午前 時 分～ 時 分				
年 月 日	日まで	午後 時 分～ 時 分				

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印		決 裁		備 考
年	月	日	時 間	本人印	決裁者印			
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～午後 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～午後 時 分					

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部改正)

第四条 山梨県教育委員会安全衛生管理規程(昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、室」を削る。

(山梨県教育庁行政文書管理規程の一部改正)

第五条 山梨県教育庁行政文書管理規程(平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「及び第四条の二」及び「及び室」を削る。

別表第一の表中 「學術文化財課 教学文
国体推進室 教国」を「學術文化財課

一 教学文 「」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第三号

山梨県教育委員会
山梨県立学校
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令
山梨県教育委員会
教 育 長 守 屋 守

山梨県立学校処務規程(昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「部分休業(育児に係るものに限る。)」の下に「、子育て時間」を加える。

第十四条の三第一項中「第六号様式の三」を「第六号様式の四」に改め、同条を第十四条の四とする。

第十四条の二第二項中「第六号様式の二」を「第六号様式の三」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第十四条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿(第六号様式の二)により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、子育て時間願簿により子育て時間を得るものと

し、あらかじめ教育長に届け出なければならない。

第六号様式の三中「第十四条の三関係」を「第十四条の四関係」に改め、同様式を第六号様式の四とする。

第六号様式の二中「第十四条の二関係」を「第十四条の三関係」に改め、同様式を第六号様式の三とする。

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2 (第14条の2関係)

子育て時間願簿

(所属) (職) (氏名)

(第二面)

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

※ 請求に係る子に関する事項	氏名	続柄等	生年月日	年 月 日生
-------------------	----	-----	------	--------

※ 請求の期間	年 月 日	日	時間	※ 請求年月日		※ 本人印	承認の可否	決 裁		備 考
				年 月 日	年 月 日			決裁者印	裁	
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～	年 月 日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()		午後 時 分～	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				
年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日		午前 時 分～	年 月 日		<input type="checkbox"/> 承認				
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他()		午後 時 分～	年 月 日		<input type="checkbox"/> 不承認				

(注) この願簿には、請求に係る子の氏名、続柄等(当該子が山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和29年山梨県条例第27号)第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実)及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。

※ 休暇の取消し等の期間		※ 本人印		決 裁		備 考
年 月 日	時間					
年 月 日から	午前 時 分～					
年 月 日まで	午後 時 分～					
年 月 日から	午前 時 分～					
年 月 日まで	午後 時 分～					
年 月 日から	午前 時 分～					
年 月 日まで	午後 時 分～					
年 月 日から	午前 時 分～					
年 月 日まで	午後 時 分～					

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本人印		決 裁		備 考
年	月	日	時 間					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					
年	月	日から	午前 時 分～ 時 分					
年	月	日まで	午後 時 分～ 時 分					

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

附則
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

序 中 一 般
埋蔵文化財センター

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県教育委員会
教 育 長 守 屋 守

山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部を改正する訓令
山梨県埋蔵文化財センター処務規程（昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第五号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県教育委員会
教 育 長 守 屋 守

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示
山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「課長印 室長印」を「課長印 室長印」に
改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

序 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県教育委員会
教 育 長 守 屋 守

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令
教育次長等専決規程（昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び室長」を削り、同条第二号中「、課長補佐（次号に規定する担当課長補佐を除く。）及び室長補佐」を「及び課長補佐（次号に規定する担当課長補佐を除く。）」に改める。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第四条第一号中「規定する」の下に「理事、」を、「次長」の下に「、文化振興監」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

序 中 一 般
教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター

県 立 函 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県教育委員会
教 育 長 守 屋 守

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「課内室含む。」を削り、「県立美術館副館長」を「県立美術館次長」に、「県立文学館副館長」を「県立文学館次長」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第七号

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の給与に関する規則及び山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）

第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十一年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の表5級の項1中「及び室長補佐」を削り、同項3中「又は」を、「主任道路監視員又は」に改め、同表6級の項1中「、地域医療監」及び「、企業支援推進監」を削り、同項2中「、室長」及び「、団体推進監」を削り、同項3中「又は室長補佐」を削り、同項5中「、広報官」及び「、福祉指導幹」を削り、「又は」を「、教育研究推進幹又は」に改め、同表7級の項1中「及び室長」を削り、同表8級の項1中「又は教育監」を、「、教育監又は文化振興監」に改める。

別表第二の表3級の項を次のように改める。

3級	1 本庁の課長又は主幹の職務
	2 医療機関のセンター長又は副センター長の職務

別表第二の表2級の項1中「主任」を「主任又は専門員」に改める。

別表第十あけぼの医療福祉センターの項中(12) 福祉指導幹」を削り、同項(13)中「から(12)」を「から(11)」に改め、(13)を(12)とする。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中 「運輸管理監」を「運輸管理監」に、「地域医療監」

企業立地推進監 を「企業立地推進監」に改め、同部東京事務所の項中 「広報官 企業支援推進監」

を「企業推進幹」に改め、同部中北地域県民センターの項中

次長
次長（貢川合同）

庁舎に勤務する者	五種
	六種

を	次長
	五種

に改め、同部あけぼの医療福祉センターの項中「副所長」を「センター長」に、

「六種（人事委員会が認める者にあつては五種）」を「五種」に、「福祉指導幹」を

「副センター長」に改め、同部衛生環境研究所の項中

所長	五種（人事委員会）
----	-----------

が認める者にあつては四種

所長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
特別研 究員	六種

に改め、同部中北建設事務所の項中「三種」を「三種（人事委員会が認

は四種）

める者にあつては二種」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道

路建設事務所」に改める。

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中「理事」を「理事」に、「教育監」を「次長」に、「企画調整主幹」を「企画調整主幹」に、「文化振興監」を「文化振興監」に、「文化財指導監」を「文化財指導監」に改める。

総合教育センター		所長	三種
		副所長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
		次長	六種
		管理部長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
		学校教育支援部長 相談支援部長 情報教育部長	七種
		教育研究推進幹	八種

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を別表第一イの表とし、同表の次に次の一表を加える。

ロ 教育職給料表（三） 級別職務分類表

職務の級	級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
2級	専門員

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第八号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会
委員長 信田 恵三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会
委員長 信田 恵三

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号又中「承認を受けている職員」の下に「のうち、人事委員会が定める職員以外の職員」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会
委員長 信田 恵三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項一号中「又は衛生環境研究所」を、「衛生環境研究所又は林務環境事務所」に改める。

第五条第二項の表あけぼの医療福祉センターの項中「副所長」を「センター長 副センター長」に改める。

第十五条第一項中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改める。

第二十五条の二第二項中「の第十五条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第三十二条の十三第一項」を加え、同項第二号中「いう。」の下に「第三十二条の十三第一項第二号及び」を加える。

第二十五条の三中「において」を「及び第三十二条の十四において」に改める。

第三十二条の十五を第三十二条の十七とし、第三十二条の十四を第三十二条の十六とし、第三十二条の十三を第三十二条の十五とし、第三十二条の十二の次に次の二条を加える。

（原子力緊急事態宣言があつた場合の救助捜索手当の特例）

第三十二条の十三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、警察職員が次に掲げる作業に従事したときは、救助捜索手当を支給する。

一 特定原子力事業所の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

二 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（心に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額）

3 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当

該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。（東日本大震災以外の特定大規模災害に係る救助捜索手当の特例）

第三十二条の十四 警察職員が、特定大規模災害に対処するため第三十二条の十二第二項の表第二号に規定する作業（以下この条並びに附則第二項及び第三項において「作業」という。）に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の救助捜索手当の額は、第三十二条の十二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額にそれぞれの作業に応じ、同項の表第二号に定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

附則第二項中「第三十二条の十二第二項の表第二号に規定する作業（以下「作業」という。）」を「作業」に、「同条第一項」を「第三十二条の十二第一項」に改める。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信田 恵 三

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「及び第四条第三項」及び「。第四条第三項第二号において同じ」を削り、同項第五号中「。第四条第三項第三号において同じ」を削り、同項第六号中「。第四条第三項第四号において同じ」を削り、「前項中」を「前項中」に改める。

第三条の二中「地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）別表に掲げる地域に所在する」を削る。

第四条第三項を削り、同条第四項中「第二項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第一号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項第二号から第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに異動等の日」とあるのは「を異動等の日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間」を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定

する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額並びに同日」とを削り、同項第二号中「第二項（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を「前項」に改め、「前項第二号から第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「月額並びに」とあるのは「月額に山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数と併せて得た額並びに」とを削り、同項第三号中「第二項中「受けていた」を「前項中「受けていた」に改め、「前項第二号から第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに異動等の日」とあるのは「を異動等の日における山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数でそれぞれ除して得た額にそれぞれ山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数と併せて得た額並びに同日」とを削り、同項を同条第三項とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則
災害派遣手当に関する規則（平成七年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「無給休暇職員（を削り、「職員をいう。」を「職員のうち、人事委員会が定める職員以外の職員」に改める。

第二条第三号中「第八号第三項」を「第八号第一項第五号」に改める。

第五条第二項第一号中「及び同条第六号に掲げる職員（人事委員会が定める職員に限る。）を削り、同項第二号中「（前号に該当する職員を除く。）の無給休暇を受けていた」を「及び同号の人事委員会が定める職員の無給休暇を受けて勤務しなかつた」に改め、同項第三号中「並びに」を「及び」に改める。

第六条第二号中「第八号第三項」を「第八号第一項第五号」に改める。

第十一条第二項第一号中「。」として在職した」を「。」及び同条第六号の人事委員会が定める職員として勤務しなかつた」に改め、同項第十一号中「育児休業法」を「職員勤務時間条例第十七条又は学校職員勤務時間条例第十八条の規定による子育て時間若しくは育児休業法」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百八十以下」を「百分の百十以上百分の百八十以下」に、「百分の百四十一以上百分の二百二十以下」を「百分の百三十四以上百分の二百二十以下」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五未満」を「百分の九十八・五以上百分の百十未満」に、「百分の百二十六・五以上百分の百四十一未満」を「百分の百十九・五以上百分の百三十四未満」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の八十七」に、「百分の百十二」を「百分の百七」に改める。

第十三条の二第一号中「百分の四十七以上」を「百分の四十四・五以上」に、「百分の五十七以上」を「百分の五十四・五以上」に改め、同条第二号及び第三号中「百分の四十三・五」を「百分の四十一」に、「百分の五十三・五」を「百分の五十一」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第二十九条の二 子育て時間の単位は、三十分とする。

2 子育て時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間(条例第十七条に規定する特別休暇(育児休暇に限る。以下この項及び第三十条の三において同じ。))若しくは介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該特別休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しない時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第三十条の三第二項中「二時間(」の下に「条例第十七条に規定する特別休暇若しくは子育て時間の承認を受けて勤務しない時間がある日又は」を、「二時間から」の下に「当該特別休暇若しくは子育て時間の承認を受けて勤務しない時間又は」を加える。

第三十四条の見出し中「介護休暇」を「子育て時間、介護休暇」に改め、同条中「任命権者は」の下に「子育て時間」を加え、「第十五条第一項」を「第十四条の二第一項、第十五条第一項」に改める。

第三十八条の見出し中「介護休暇」を「子育て時間、介護休暇」に改め、同条第一項中「介護休暇」を「子育て時間、介護休暇」に、「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第四十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間経過日後の期間が含まれているときにおける当該

期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

第四十条第二項中「特別休暇」の下に「子育て時間」を加える。

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第二十八条の二 子育て時間の単位は、三十分とする。

2 子育て時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間(条例第十八条に規定する特別休暇(育児休暇に限る。以下この項及び第二十九条の三において同じ。))若しくは介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日又は育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該特別休暇若しくは介護時間の承認を受けて勤務しない時間又は当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第二十九条の三第二項中「二時間(」の下に「条例第十八条に規定する特別休暇若しくは子育て時間の承認を受けて勤務しない時間がある日又は」を、「二時間から」の下に「当該特別休暇若しくは子育て時間の承認を受けて勤務しない時間又は」を加える。

第三十三条の見出し中「介護休暇」を「子育て時間、介護休暇」に改め、同条中「県教育委員会」の下に「子育て時間」を加え、「第十六条第一項」を「第十五条の二第一項、第十六条第一項」に改める。

第三十七条の見出し中「介護休暇」を「子育て時間、介護休暇」に改め、同条第一項中「介護休暇」を「子育て時間、介護休暇」に、「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第三十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間経過日後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

第三十九条第二項中「特別休暇」の下に「子育て時間」を加える。

第三条 (山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第三条 山梨県職員の育児休業等に関する規則(平成四年山梨県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一号中「保育所」を「保育所等」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

第二条の三 前条の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合に ついて準用する。この場合において、同条中「一歳到達日」とあるのは、「一歳六 か月到達日」と読み替えるものとする。

第三条中「掲げる場合」の下に「又は第二条の四の規定に該当する場合」を加える。

(山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規則(平成二十九年山 梨県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第四項中「第一項及び 第二項」を「第一項、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第五項とし、第三項の 次に次の一項を加える。

4 条例第七条第二項に規定する高齢者部分休業の承認の取消しについての職員の申 出は、高齢者部分休業承認取消申出書により行うものとする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会告示第一号

山梨県人事委員会公印規程を廃止する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県人事委員会公印規程を廃止する告示

(山梨県人事委員会公印規程(昭和四十四年山梨県人事委員会告示第一号)は、廃止する。

附則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程(昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号)の一 部を次のように改正する。

第五十条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項 の次に次の一項を加える。

5 職員は、職員勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願 簿により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。

第五十二条中「、介護休暇願簿」を「、子育て時間願簿、介護休暇願簿、介護時間願 簿」に改める。

第五十五条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、 第八号の次に次の一号を加える。

九 子育て時間願簿

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会公印管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県人事委員会公印管理規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会公印管理規程(昭和四十四年山梨県人事委員会訓令第一号)の一部 を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県人事委員会公印規程

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この訓令は、山梨県人事委員会における公印の使用、保管その他公印に関し必 要な事項を定めるものとする。

(公印の範囲)

第二条 この規程において「公印」とは、次に掲げる公印をいう。

山梨県人事委員会印

山梨県人事委員会委員長印

山梨県人事委員会委員長職務代理者印

山梨県人事委員会事務局長印

山梨県人事委員会事務局長事務代理印
第九条第一項中「保存措置の後」を「、保存措置の後、」に改め、同条第二項を削り、

同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)

第十三条 第七条及び第九条の規定は、公印の印影の原版について準用する。

第八条の見出しを「(保存期間)」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第十条とする。

2 前項の規定による印影の保存は、公印台帳を保存することにより行う。

第七条第一項中「公印の改刻若しくは」を「改刻又は」に、「直ちに、」を「、速やかに、当該不用公印を」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項中「、き損」を削り、「公印名」を「、公印名」に改め、同条第二項を削り、同条を第九条とする。

第五条を削る。

第四条第一項中「公印を常に」を「常に、公印を鍵のかかる」に、「これを」を「、これを」に改め、同条第二項を削り、同条を第八条とする。

第三条第一項中「山梨県人事委員会公印規程で定める公印を管守する責任者」を「公印を管理する者」に改め、同条第二項中「事故」を「死亡その他事故」に、「事務局長があらかじめ指定した事務職員」を「総括次長補佐」に改め、同条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

(公印の字体、寸法及びひな形)

第三条 公印の字体は、てん書とし、寸法及びひな形は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第四条 次長は、公印台帳(第一号様式)を備え、公印について作成、改刻又は廃止の経過を明らかにしておかなければならない。

(公印の使用)

第五条 公印は、公印台帳に作成又は改刻の登録をした後でなければ使用してはならない。

2 公印を使用することができる者は、第七条第一項に規定する管守責任者又は山梨県人事委員会事務局処務規程(昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号)第五条第一項に規定する文書管理主任とする。

3 前項に規定する者(以下この項において「管守責任者等」という。)以外の者は、公印を使用してはならない。ただし、管守責任者等が不在で急施を要するときその他特別な理由がある場合は、第七条第一項に規定する管守責任者の指定する者は、管守責任者等に代わつて公印を使用するものができるものとする。

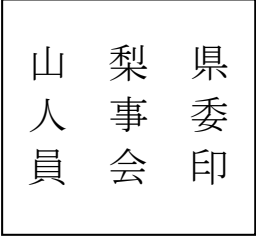
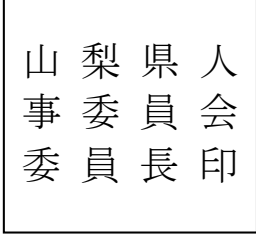
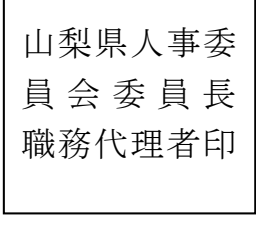
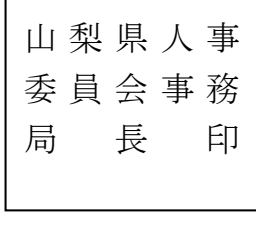
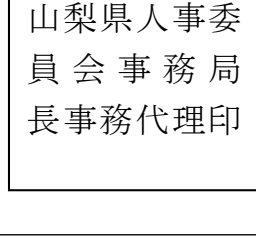
4 公印の使用を必要とするときは、公印押印管理簿(第二号様式)に必要な事項を記入した上、発送文書に決裁済文書を添えて前二項に規定する者に提出して押印を受け

るものとする。

(公印の告示)

第六条 山梨県人事委員会印、山梨県人事委員会委員長印若しくは山梨県人事委員会委員長職務代理者印を作成し、又は改刻したときはその旨、使用開始の日、印影その他必要な事項を、廃止したときはその旨及び廃止の日を告示するものとする。附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

名称	ひな形	寸法及び形状
山梨県人事委員会印	 <p>山 梨 県 人 事 委 員 会 印</p>	三十ミリメートル平方
山梨県人事委員会委員長印	 <p>山 梨 県 人 事 委 員 会 委 員 長 印</p>	二十七ミリメートル平方
山梨県人事委員会委員長職務代理者印	 <p>山梨県人事委 員会委員長 職務代理者印</p>	二十七ミリメートル平方
山梨県人事委員会事務局長印	 <p>山 梨 県 人 事 委 員 会 事 務 局 長 印</p>	二十四ミリメートル平方
山梨県人事委員会事務局長事務代理印	 <p>山梨県人事委 員会事務局 長事務代理印</p>	二十四ミリメートル平方

附則の次に次の二様式を加える。

公 印 台 帳

公印の 名 称					
1 作成に関する事項					
印 材					
寸法及 び形状	印 影				
登録日					
告示日					
告 示 番 号					
用 途					
2 管守に関する事項					
管	守	期	間	管 守 機 関 名	記帳者
1	年 月 日		から		
	年 月 日		まで		
2	年 月 日		から		
	年 月 日		まで		
3	年 月 日		から		
	年 月 日		まで		
4	年 月 日		から		
	年 月 日		まで		
5	年 月 日		から		
	年 月 日		まで		
3 改廃保存に関する事項					
改 廃 保 存 日			改 廃 保 存 事 由		記帳者
年 月 日					
年 月 日					

第2号様式 (第5条関係)

公印押印管理簿

(所属名)

公印名	押印数	所属	担当者	文書 番号	文書 件名	確認印			押印日
						決裁済 確認者	発送文 書確認 者	押印者	

附則
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県監査委員	佐藤佳臣
同	小泉久司
同	安本美紀
同	杉山肇

山梨県監査委員職務執行規程の一部を改正する告示

山梨県監査委員職務執行規程（昭和四十八年山梨県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を「昭和二十二年法律第六十七号」

第七条第一項において「法」という。）に改め、同条第三項第十三号中「委員」の下に「及び監査専門委員」を加える。

第四条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 監査専門委員の選任に関すること。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（監査専門委員）

第七条 委員は、法第二百条の二の規定により、常設又は臨時の監査専門委員を置くことができる。

2 監査専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、代表監査委員が、代表監査委員以外の委員の意見を聴いて、これを選任する。

3 監査専門委員は、委員の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 監査専門委員に支給する報酬の額は、勤務一日につき、三万四千二百円を超えない範囲内において、代表監査委員が定める。

5 監査専門委員が職務を行うために旅行する場合の費用弁償の額は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

6 報酬及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。
附則
この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県監査委員	佐藤佳臣
同	小泉久司
同	安本美紀
同	杉山肇

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「委員」の下に「及び監査専門委員」を加える。

第六条第五号中「年次有給休暇を除く。以下同じ。」の下に「子育て時間」を加え、「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

第七条第三号及び第八条第二号中「有給休暇」の下に「子育て時間」を加え、「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県監査委員	佐藤佳臣
同	小泉久司
同	安本美紀
同	杉山肇

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二を第十七条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十七条の四 職員は、勤務時間条例による介護時間を得ようとするときは、介護時間願簿により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第十七条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。

第二十一条中「年次有給休暇請求簿」の下に「子育て時間願簿」を加え、「介護休暇願簿」の下に「介護時間願簿」を加える。

第二十七条第六号の二中「第十七条の二」を「第十七条の三」に改め、同条を同条第六号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

六の四 第十七条の四の介護時間願簿

第二十七条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第十七条の二の子育て時間願簿

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

山梨県議会議長 白 壁 賢 一

山梨県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局職員服務規程(昭和四十三年山梨県議会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とする。

第十六条の三中「第八号様式の四」を「第八号様式の五」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二中「第八号様式の三」を「第八号様式の四」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(子育て時間)

第十六条の二 職員は、勤務時間条例による子育て時間を得ようとするときは、子育て時間願簿(第八号様式の三)により、あらかじめ願ひ出て承認を得なければならない。

第八号様式の四中「~~第16条の3(別添)~~」を「~~第16条の4(別添)~~」に改め、同様式を第八号様式の五とする。

第八号様式の三中「~~第16条の2(別添)~~」を「~~第16条の3(別添)~~」に改め、同様式を第八号様式の四とし、第八号様式の二の次に次の一様式を加える。

第九号様式中「第16条の4[関係]」を「第16条の5[関係]」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。